

変 更 公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣
(公 印 省 略)

中会公告第 i227 号(令和6年9月20日)「装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する設計検討」について、下記のとおり変更する。

記

1. 変更事項

(1) 公告の「 7 注意事項 (3) イ 適用する契約条項 」 に

「 装備品等秘密の保全に関する特約条項 」

「 秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」

を追加する。

(2) 別添のとおり仕様書を変更する。

2. 連絡先

中央会計隊契約科第 3 契約班 當銘 (とうめ)
TEL:03-3268-3111 内線47555
FAX:03-5269-5135

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
(早期装備化実証推進事業) 装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載 に関する設計検討	GRD-Z000991B	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和6年 9月11日
	変 更	令和6年10月16日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装計部開発課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が実施する装甲車両の改善（APS等）において使用する器材の設計検討について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1 対戦車弾

モンロー／ノイマン効果により装甲板を貫通する成形炸薬弾頭を搭載した弾薬を言う。

1.2.2 対戦車でき弾

対戦車弾のうち、誘導制御機構を有さず、主に直接照準かつ低伸弾道により命中を期するものをいう（ロケットモーターによる自己噴進機構を有するものを含む。）。

1.2.3 対戦車誘導弾

対戦車弾のうち、目標の熱源、射手等の指示・指令による誘導制御機構を有するものをいう。

1.2.4 対戦車誘導型トップアタック弾

対戦車誘導弾のうち、目標前で高度を上げ目標の側面ではなく、上部部分に対し命中を期するものをいう。

1.2.5 装甲戦闘車両

装軌及び装輪式の装甲をもつ車両のうち、口径20 mm以上の機関砲等の火力性能を保有する戦車等の車両をいう。

1.2.6 APS

Active Protection Systemの略、附属するレーダ及びセンサ等を用い装甲車両に対し飛翔する対戦車でき弾、対戦車誘導弾及び対戦車誘導型トップアタック弾を検知し、連接する発射装置より飛翔体を発射することでこれらを迎撃し、装甲戦闘車の被弾を防ぐことができるものをいう。

1.2.7 RWS

Remote Weapon Stationの略、人員の防護を目的とした遠隔操作式の無人銃架または砲塔を搭載したものとする。

1.2.8 システム設計

本仕様書に規定されたAPS及びRWSのシステムの構想や特性を考慮しつつ、それぞれの機能・性能を実現し車両搭載に係る設計等を行うことをいう。

1.2.9 基本設計

システム設計に基づき、主要構成品ごとの細部設計に必要な細部要求機能・性能を明確にすることをいう。

1.2.10 細部設計

基本設計に基づき、主要構成品ごとに関する細部の設計（機能・性能の設定、製造図面の作成等）を行うことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先するものとする。

a) 仕様書等

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
GRD-Z000838	装甲戦闘車両における遊よく（弋）型UAV防護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に係る設計検討
GRD-Z000865	遊弋型UAV対処器材（その1）
GRD-Z000870	遊弋型UAV対処器材（その2）
GRD-Z000909	遊弋型UAV対処器材（その3）（共通車両の換装技術用共通車体（その2）の改修）
GRD-Z000981	（早期装備化実証推進事業）装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する概念実証業務委託
GRD-Z000981B	（早期装備化実証推進事業）装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する概念実証業務委託
GS-C215816	広域多目的無線機（車両用）
GS-C295812J	車載装置 J M R A - Z 1 1 4
GS-C296174E	車載装置 J M R A - Z 1 1 6
GV-Y120001	10式戦車
HV-B730002	野外通信システム対応ソフトウェア（10式戦車用）（その2）
HV-B730003	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計
HV-B730004	10式戦車等指揮統制装置改修ソフトウェア

b) 取扱書

TAS-230	10式戦車取扱書
TAS-233	10式戦車（40号車以降及び改造指令書MWO武・化第1015-134-1号による改造終了車（39号車以前））取扱書

c) 法令等

秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号（19.4.27）〕
装備品等秘密の指定等に関する訓令〔防衛省訓令第10号（6.3.12）〕
研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令〔防衛庁訓令第49号（48.10.15）〕
ライフサイクルコストの細部見積要領について（通知）（装プ事第11143号）
装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）〔防経装第19072号（26.12.24）〕
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕
武器・化学装備品等の型式管理について（通達）〔陸幕武化第331号（1.12.16）〕

d) その他

1) 基本設計書

10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計 基本設計書

2) 細部設計書

10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計 細部設計書

3) 承認用図面

10式戦車 [装承武第02-06 (2.5.29)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) この役務は、GV-Y120001の10式戦車に対しAPS、RWS及びGRD-Z000909で搭載されたレーダ（以下、RWS用レーダという。）を搭載するためのシステム設計を検討する。

b) 役務の実施は契約の相手方が作成する役務計画書による。

2.2 役務の内容

役務の内容は、附属書Aによる。

a) 契約相手方は、附属書A「車両適合性に係るシステム設計」により、搭載に必要なシステム設計を実施する。

b) システム設計の実施にあたり、設計対象車両が武器等製造法及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令並びに、その他関連諸法令などに適合しない可能性が生じた場合については、その内容を明確にする。

2.3 開発調整会議

開発調整会議は、附属書Bによる。

2.4 リスク管理

契約相手方は、システム設計を実施する上で、車体改修にて発生するリスクを検討し附属書Aに規定するシステム設計書に反映する。

2.5 その他の必要事項

a) 細部については、契約の範囲内において、開発課との相互調整により実施する。

b) 本仕様書に基づく内容や成果の一部に必要な搭載検討において、必要によりGRD-Z000981及びGRD-Z000981Bの概念実証委託企業及びその実施組織企業と秘密保持契約を結ぶとともに、開発課が主催する会議において必要な助言を行うものとする。

c) 本役務の実施計画及び成果の説明、開発課の搭載検討に必要な会議（計5回）に参加する。

d) 本役務の実施にあたり、製造時に官給の可能性のある車両に関する現地確認（御殿場地区）及び必要な調査を行い官側へ報告する。

3 品質保証（監督・検査）

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 役務の実施体制等

契約相手方は、この役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に開発課と協議する。

a) この役務に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“役務従事者”という。）を確保する。

b) 役務従事者は、2.1における搭載検討対象車両に関する業務の経験及び知識等をもつ。

c) 役務従事者は、2.1に掲げるもののほか、この役務に必要となる経歴、知識、資格、語学（母国

及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)及び業績等をもつ。

- d) 役務従事者は、他の手持ちの業務等との関係において、この役務に必要な業務所要に対応できる体制をもつ。
- e) 上記役務従事者を名簿にまとめ、4.4提出書類に示す要領で提出する。

4.1 履行確認

契約の相手方は、契約締結後より月2回を基準として、開発課に進捗状況を報告すること。なお、書面、メール等による報告も可とする。

4.2 安全管理

契約の相手方は、本業務委託の遂行において安全を最優先するものとし、開発課の指示に対して十分な安全の確保が困難な場合は、開発課に協議を申し出ることができる。

4.3 発生材の処置

本業務委託で生じた発生材は、契約の相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

4.4 貸付文書

貸付文書は、表1による。貸付けに当たっては、開発課が必要と認めた資料について、調整の上、契約相手方の申請により無償貸付できるものとし、細部は官側の指示による。

なお、貸付場所は、陸上幕僚監部装備計画部開発課とし、貸付時期については、官側との調整による。

表1－貸付文書

番号	品名		数量	文書番号等
1	取扱書	10式戦車取扱書	1部	TAS-230
2		10式戦車(40号車以降及び改造指令書MW O武・化第1015-134-1号による改造 終了車(39号車以前))取扱書	1部	TAS-233
3	技術図 書	APSに係る技術図書	2部	APSに係るRFI情報
4	承認用 図面	10式戦車	1部	装承武第02-06 (2.5.29)
5	基本設 計書	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の 汎用化改修に係る設計 基本設計書	1式	—
6	細部設 計書	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の 汎用化改修に係る設計 細部設計書		—
7	技術資 料	APS車両搭載検討資料	2部	GRD-Z000981 -表5及びGRD-Z00 0981B-表5
8	システ ム設計 書	装甲戦闘車両における遊よく(弋)型UAV防 護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に 係る設計検討 システム設計書(最終)	1式	—
9	システ ム設計 書	装甲戦闘車両における遊よく(弋)型UAV防 護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に 係る設計検討 システム設計書(最終)別冊「秘」	1式	—
10	承認用	遊弋型UAV対処器材(その1)	1部	—

	図面			
11	取扱説明書	遊弋型U A V対処器材（その1） 取扱説明書	1 部	—
12	細部設計書	遊弋型U A V対処器材（その2） 細部設計書	1 式	—
13	細部設計書	遊弋型U A V対処器材（その3）（共通車両の換装技術用共通 車体（その2）の改修） 細部設計書	1 式	—
注記 1 その他、必要な文書が発生した場合は、官側との協議による。				
注記 2 細部は、開発課との調整による。				

4.5 提出書類等

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

なお、特に指定のある事項は、調達要領指定書によるほか、開発課との調整による。

表2－提出書類等

番号	提出書類名	数量	提出時期	提出先	様式		
1	役務計画書（作業工程表）	a)	契約締結後，1 か月以内	陸上幕僚 監部装備 計画部 開発課 （市ヶ谷）	b)		
2	役務従事者名簿						
3	システム設計書 附属書「 注意」 c)	e)	令和 8 年 1 月末				
4	システム設計書 附属書「 秘」 d)						
5	システム設計書						
注a) 提出書類は，紙媒体及び電子記憶媒体を各 1 部とし，作成要領，電子記憶媒体の種類及び記憶方式は，開発課との調整による。また，電子記憶媒体は，提出前にウイルスチェックを実施する。							
注b) 様式は，契約の相手方の様式による。							
注c) 情報セキュリティ指定書に応じて作成する。注意の指定が行われない場合は提出しない。							
注d) 情報セキュリティ指定書に応じて作成する。秘の指定が行われない場合は提出しない。							
注e) A P S の種類により 2 種作成する。その他 注a) による他，細部は開発課との調整による。							

4.6 秘密の保全

契約の相手方は、部品の製造に関わる物件、文書、図面などの秘密に指定されたものの取扱いにおいて、“秘密保全に関する訓令”に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

4.7 情報保全

契約相手方は、この契約の履行にあたり知りえた保護すべき情報の取扱いにあたっては、契約に付された情報セキュリティに関する特約条項に基づき、適切に管理するものとする。契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**1.3 c)** 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）〔防経装第19072号（26.12.24）〕における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保

護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて)、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを取り扱われることを保障する履行体制保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.8 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

4.9 官側の支援

契約の相手方は、GLT-CG-Z500002の7.3によるほか、次に示す事項について、必要により、事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) 実弾射撃検証参加に当たり官側が必要と認めた物品及び地域に関する事項。
- c) その他官側が必要と認めた事項

4.10 サプライチェーン・リスクへの対応

サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.1による。

4.11 その他

その他は、次による。

- a) 官側の資料使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。
- b) 契約相手方は、監督及び検査に必要な資料を官側の要求によって、開示しなければならない。
- c) 契約相手方は、必要な技術資料を官側の要求によって開示しなければならない。

4.12 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書 A
(規定)
車両適合性に係るシステム設計

A.1 適用範囲

この附属書は、本体2.2に基づき、契約の相手方が本仕様書に基づいて行うシステム設計に対する要求事項について規定する。

A.2 役務内容

役務内容は、表A.1を基準とし、細部は以下による。

- a) APS, RWS及びRWS用レーダの搭載要領及び車両側のシステムの接続要領を検討する。
- b) APS, RWS及びRWS用レーダを搭載するために必要な重量及び電力増強対策を含む改修要領を検討する。この際、APSとRWS及びRWS用レーダについては同時搭載、どちらか一方の搭載、非搭載が可能であるよう検討する。
- c) **GRD-Z000981**及び**GRD-Z000981B**における実弾射撃検証に参加する。参加する人数は2名とし、実施国内における試験場及び政府関連施設の入場等への支援を除き、契約の相手方が実弾射撃検証の参加に必要な移動、宿泊、食事について準備するものとする。細部は、開発課との協議の上、調整する。なお、実弾射撃検証場所において外務省海外安全情報により渡航中止勧告地域が発令されている場合は参加を中止とする。
- d) 搭載対象車両側において操作する人員の安全性の確保を重視する。
- e) 更に考慮すべき項目及び内容が生起した場合は、開発課との協議の上、調整する。
- f) 表A.1番号1～3までの検討結果をシステム設計書として提出する。
なお、システム設計書は最終報告を実施し、細部は表B.1による。

A.3 システム設計対象器材

システム設計対象器材は、次による。

- a) **APS**
GRD-Z000981及び**GRD-Z000981B**のAPSを対象とする。
- b) **RWS**
GRD-Z000865の30mmRWSまたは同等品
- c) **RWS用レーダ**
GRD-Z000909で搭載されたレーダまたは同等品
- d) **APS及びRWS及びRWS用レーダの搭載対象車両**
GV-Y120001の10式戦車

表A.1－検討項目及び内容

番号	検討項目	内容
1	搭載対象車両との配置要領	A P S, R W S 及び R W S 用レーダと搭載対象車両の最適な配置要領及び機能・性能への影響等について検討を実施する。
2	搭載対象車両との適合性検討	技術図書及び技術資料等から, A P S, R W S 及び R W S 用レーダの搭載及び運用のために必要な適合性を検討し, 車両側のシステムの接続要領, 必要な処置対策要領及び設計の基本となる事項を検討する。
3	搭載対象車両の改修要領の検討	番号2 までに実施した検討結果に基づき, 搭載対象車両に対する A P S, R W S 及び R W S 用レーダの搭載に関する改修要領及び必要な資器材について検討を実施する。
4	L C C 検討	番号3 までに実施した検討結果に基づき, L C C を検討する細部は A. 4 による。

A.4 L C C 検討

L C C の検討は, **表A.1**の**番号4**に基づき実施し, L C C 管理報告書を提出する。L C C 管理報告書は**表A.2**による。A P S (迎撃用弾薬含む) 2 種及び**G R D - Z 0 0 0 8 6 5**の 3 0 m m R W S (弾薬含む) の L C C については, それぞれの技術資料及び技術図書による。

表A.2－搭載に係る L C C の検討項目及び内容

区分	項目
量産段階	初度費
	対象車両改修費 (必要な資器材を含む。)
運用段階	教育訓練費 (技術支援等。)
	弾薬等調達費 (A P S の迎撃用弾薬等。)
	維持整備費 (補用品, 部品費, 整備用機材等。)
廃棄段階	廃棄 (A P S 及び G R D - Z 0 0 0 8 6 5 の 3 0 m m R C W S は技術資料及び技術図書による。)
注記1 取得数量は 3 0 0 器材とし, 取得ペースは 1 0 器材／年とする。(運用期間は 2 0 年)	
注記2 L C C を概算するレート等の細部条件は, 官側の指示による。	

附属書B
(規定)
開発調整会議実施要領

B.1 適用範囲

この附属書は、本体2.3に基づき、開発調整会議の実施要領について規定する。

B.2 目的

開発調整会議（以下，“会議”という。）の目的は、契約相手方がこの仕様書の定めるところによって実施するシステム設計及びLCC管理に必要な細部事項などを調整するものである。

B.3 会議の構成及び所掌事項

B.3.1 導入時期

会議の構成は、議長、議長補佐及び調整委員をもって次のとおり構成する。

- a) 議長は、開発課長が指名する者
- b) 議長補佐は、議長が指名する者
- c) 調整委員は、次のとおりとする。
 - 1) 官側
 - 1.1) 開発課担当者
 - 1.2) その他、議長が指名する者
 - 2) 契約相手方

官側との調整によって契約相手方が定めるところによる。

B.3.2 所掌事項

所掌事項は、次による。

- a) 議長は会議を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議の進行を担当する。
- c) 調整委員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。
- d) 契約相手方は、会議の準備・参加、資料の作成、必要な事項の説明、議事録の作成、調整を実施する。

B.4 会議内容等

会議内容等は、表B.1による。

表B.1－会議内容等

番号	項目	実施内容	実施予定時期
1	役務計画書	a) 作業工程表の説明 b) 技術図書及び技術資料の確認 c) その他、議長が指定する事項	官側との調整による。
2	実弾射撃検証要領	a) 役務進捗状況の説明 b) 実弾射撃検証要領に対する助言 c) その他、議長が指定する事項	官側との調整による。

3	実弾射撃検証 成果の共有	a) 役務進捗状況の説明 b) 実弾射撃検証成果の確認 c) その他，議長が指定する事項	官側との調整による。
4	附属書 A 表 A.1 のうち，番号1，2，3	a) 搭載対象車両への適合性 b) 改修要領 c) その他，議長が指定する事項	契約相手方の作成する役務計画書による。
5	附属書 A 表 A.1 のうち，番号4	a) 搭載対象車両改修に係る L C C の概要 b) L C C 検討 c) その他，議長が指定する事項	官側との調整による。
注記1 会議の実施時期については，本体 4.5 に規定する役務計画書にて実施時期を記載し，開発室との合意を得る。 注記2 実施予定場所は原則として陸上幕僚監部にて実施する。 注記3 更に考慮すべき項目及び内容が生起した場合は，開発課との協議の上，調整する。			

情報セキュリティ指定書	発簡番号	陸幕整理番号第 5310 号			
	調達要求番号	4LAF2A70013			
	調達要求年月日	令和 6 年 9 月 1 8 日			
	作成部課	陸上幕僚監部装計部開発課			
	作成年月日	令和 6 年 9 月 1 1 日			
品 名	(早期装備化実証推進事業) 装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する設計検討				
仕様書番号	GRD-Z000991B				
1 保護すべき情報の管理					
契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。（令和 4 年 3 月 31 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき適切に管理するものとする。					
2 保護すべき情報として指定された情報					
装備品	指定すべき情報		企業で取り扱う際の留意事項	備考	
	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細			
	アクティブ防護システム	1 車両搭載検討資料	GRD-Z000981 及び GRD-Z000981B 表 5 のうち、製造会社所在国が「注意」に指定する情報が含まれる場合	○ 製造過程、納入、試験、完成図書・承認用図面作成時に明らか又は類推される場合には保護対象とする。 ○ 設計当初から左記性能が明白になる場合には保護対象とする。 ○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。 ○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。 ○ 無償貸付品及び官給品使用時、それらの保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。	
		2 技術資料	納入書類における項目において製造会社所在国が「注意」に指定する情報が含まれる場合		
		3 システム設計書付属書「注意」	納入書類における項目において製造会社所在国が「注意」に指定する情報が含まれる場合及びそれらの情報を用いてシステム設計を行った場合の関連項目		
4 システム設計書		装甲戦闘車両における遊よく（七）型 U A V 防護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に係る設計検討（システム設計書（最終）別冊「秘」）に係る情報及び本情報を用いてシステム設計を行った場合の関連項目			
3 特記事項					
製造会社所在国が「注意」に指定する情報については、契約相手方の要求に応じ相手国国防省等がその都度決定するため、保護すべき情報の詳細について、官が別途指示する。					